

# 業務委託契約書（案）別紙

## 目 次

別紙 1	対象施設
別紙 2	業務範囲
別紙 3	リスク分担表
別紙 4	放流水質基準
別紙 5	保全管理要求水準
別紙 6	業務実施計画
別紙 7	有資格者に関する条件
別紙 8	流入基準
別紙 9	放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応
別紙 10	流入基準未達の場合の対応方法
別紙 11	汚泥及び環境計測等に関する基準
別紙 12	提案書記載内容の未実施及び未達の場合の対応
別紙 13	引継事項
別紙 14	設備の定期点検予定書
別紙 15	工事予定
別紙 16	本件施設の環境計測
別紙 17	業務書類の記載内容及び提出時期
別紙 18	業務委託料の計算方法
別紙 19	業務委託料の見直し
別紙 20	保険
別紙 21	遵守すべき関連法令、条例等

別紙 1 対象施設

施設の名称		施設の位置
宮津湾浄化センター		宮津市字獅子ほか地内
獅子崎中継ポンプ場		宮津市字獅子崎小字大苗代 195-4
鶴賀中継ポンプ場		宮津市字鶴賀 2158-7
須津中継ポンプ場		宮津市字須津小字大藪濱 1967-1
堂谷中継ポンプ場		与謝郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻 41-3
四辻中継ポンプ場		与謝郡与謝野町字四辻小字青田 630-2
マンホールポンプ		与謝郡与謝野町字石川 与謝郡与謝野町字明石
処理区内の 管渠流量計 (幹線流量計)	加 1-A	与謝郡与謝野町字三河内 25-3
	岩 1-A	宮津市字須津地内
幹線管路施設	宮津幹線	最上流点：宮津市字獅子小字中ノ谷濱 流入先：宮津湾浄化センター 集水市町：宮津市、与謝野町
	加悦谷第 1 幹線	最上流点：宮津市字須津小字大久保 流入先：宮津幹線 集水市町：与謝野町
	加悦谷第 2 幹線	最上流点：与謝郡与謝野町字石川小字滝ノ下 流入先：加悦谷第 1 幹線 集水市町：与謝野町
	岩滝第 1 幹線	最上流点：宮津市字須津小字大久保 流入先：宮津幹線 集水市町：宮津市、与謝野町
	岩滝第 2 幹線	最上流点：与謝郡与謝野町字下山田小字長田 流入先：加悦谷第 1 幹線 集水市町：与謝野町

なお、詳細は「要求水準書」に示すものとする。

## 別紙2 業務範囲

受託者の行う業務は以下に示す要求水準書の記載内容とする。

表2-1 本委託の業務範囲（受託者が実施する業務）

	業務名	主な内容
1	運営管理業務	①各業務の実施計画等の策定 ②本水準書に定められた性能の担保 ③処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の機能保持 ④災害、事故等のリスク管理 ⑤就業者の労務、安全管理及び教育、訓練 ⑥委託者及び関係機関との連絡調整、協議等
2	運転操作業務	①処理場・ポンプ場等の各種設備、機器の運転操作及び制御 ②処理場・ポンプ場等の各種設備、機器の調整及び整備
3	監視業務	①処理場・ポンプ場等の運転状況の24時間監視及び記録 ②処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の巡視、巡回 ③管路施設の巡視点検及び記録
4	保守・点検業務	①処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の日常点検、定期点検 ②処理場・ポンプ場等の設備及び機器等の定期自主検査（委託者が行う法定検査は除く） ③処理場・ポンプ場等の設備及び機器の分解点検に伴う交換部品及び消耗品の交換 ④その他委託者が別途指示する保守点検業務
5	修繕業務	①突発的に発生する1件当たり50万円以下（見積り、税抜）の小修繕
6	水質・汚泥管理及び水質試験・汚泥性状試験業務	①適切な運転操作を行うための総合的な水質・汚泥管理 ②運転操作上必要となる定期的な水質試験及び汚泥性状試験等 ③異常時における水質試験及び汚泥性状試験等 ④試験結果の記録及び報告 ⑤毒物・劇物の適正管理及び試験廃液の適切な管理 ⑥その他委託者が別途指示する水質・汚泥管理及び水質試験・汚泥性状試験業務
7	施設管理及び物品等調達業務	①業務遂行に必要な電力、燃料、薬品、油脂類及び消耗品等の調達及び管理 ②処理場・ポンプ場等の施設内及び場内の清掃、エレベーター等の建築付帯設備の保守管理並びに定期交換部品等の調達及び管理 ③処理場・ポンプ場等の施設及び設備の塗装用塗料、内外装品などの消耗品の調達（庁舎管理用品を含む）及び管理 ④物品の調達記録及び使用記録並びにその報告 ⑤処理場・ポンプ場等の施設（事務室を除く）の施錠及び解錠 ⑥その他委託者が別途指示する管理業務
8	その他業務	①下水処理過程で発生する廃棄物の搬出補助 ②処理場・ポンプ場等の施設及び場内から発生する廃棄物の搬出補助 ③日報、月報及び年報の作成及び整理 ④下水道設備台帳システムの保守管理 ⑤施設公開・施設見学等への協力

別紙3 リスク分担表

リスク分担表

段階	分類	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				受託者	委託者
共通	契約	契約締結リスク	委託者の帰責事由により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
			受託者の帰責事由により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの		○
			委託者の債務不履行によるもの		○
			受託者の業務放棄、破綻によるもの	○	
	計画変更リスク	委託者の帰責事由による場合を除き、委託業務内容・用途の変更に関するもの	○		
	事業実施計画書記載事項の履行	事業実施計画書の不履行	○		
	法令	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更		○
			本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更	○	
	損害賠償	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故などにより第三者に与えた損害	○	
			受託者が本委託業務を遂行する上で生じた浸水・騒音・振動・悪臭等による損害	○	
		住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟		○
			受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟	○	
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）	○		
	事故・災害	受託者の帰責事由による事故・災害等の発生（再受託者及び関係者以外による事故、施設の破損、場内の不法投棄等含む）	○		
	不可抗力	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期		○	
	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	○	
	運転・維持管理	性能	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増加	
下水の水質変動リスク			流入水に関する基準を逸脱した場合を除いた経費の増加	○	
汚泥変動リスク			流入水に関する基準を逸脱した場合を除いた経費の増加	○	
性能事項の達成			契約条件下での要求水準の未達成	○	
機能		施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷	○	
			委託者の帰責事由により施設が損傷した場合		○
修繕		設備更新	委託者が行う修繕・増改築に伴う設備能力未達		○
	設備更新後の運転操作に関する責任		○		
修繕	突発修繕費の増大リスク	受託者の帰責事由による補修費の増大	○		
		上記以外によるもの		○	
その他	管理	物品管理	運転管理に必要なユーティリティ・各種消耗品類等の調達・管理不備が発生した場合	○	
		庁内・場内管理	受託者に故意または過失がある場合を除き、不審者の侵入、盗難、不法投棄の管理責任		○
		緊急時の対応	緊急時の最低限の対応及び委託者への報告責任	○	
	その他	見学者案内	受託者に故意または過失がある場合を除き、施設の見学者に対する責任		○

・基本的に各事項につき○印の者が責任を負うが、委託者の責任は「施設の所有に関わる範囲」及び「自らの帰責事由」に限定されるものとする。

・上記の事項以外が顕在化した場合は、委託者及び受託者の協議によって分担する。

## 別紙4 放流水質基準

### (1) 法定基準

表 4-1 放流水質 (法定基準)

項 目	範 囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/l)	(15)以下
COD (mg/l)	160(120)以下
SS (mg/l)	200(40)以下
T-N (mg/l)	120(60)以下
T-P (mg/l)	16(8)以下
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	(3,000)以下

( )内は日間平均値

また、表 4-1 に示していない水質項目及び悪臭等に係る法定基準については、別紙 1 1 「(2) 環境計測等に関わる法定基準」及び「(3) その他目標とすべき基準」に示す。

## (2) 契約基準

放流水質に関する契約基準については、以下の2つの基準を設定する。

### 【契約基準 I】

日常の施設運転において受託者が実施しなければならない水質試験（放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていない場合の追加の水質試験を含む。）、法定検査及び第22条第1項に記載する検査の各測定値が満たすべき契約基準（測定は別紙16により行うものとする）。

表 4-2 契約基準 I

(各回測定値が満たすべき基準)

項 目	範 囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/l)	15.0以下
COD (mg/l)	21.8以下
SS (mg/l)	20.0以下
T-N (mg/l)	28.8以下
T-P (mg/l)	3.99以下
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	300以下

**【契約基準Ⅱ】**

上記の全水質試験の各年度の年平均値（各測定日の間隔を考慮した加重平均値）において満足すべき契約基準（測定は別紙16により行うものとする）。

表 4-3 契約基準Ⅱ

（年平均値が満足すべき基準）

項 目	範 囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/l)	7.8以下
COD (mg/l)	20.0以下
SS (mg/l)	7.5以下
T-N (mg/l)	22.0以下
T-P (mg/l)	2.50以下
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	30以下

ここで、加重平均値を算定する際の各測定日の間隔については、以下のとおりとする。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	…
測定				測定			測定				測定		
↓				↓			↓				↓		
結果 A				結果 B			結果 C				結果 D		

$$\text{年平均値} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div 365 \text{ (又は 366)}$$

なお、第12条第4項に定める場合の各回の測定結果については、上記の年平均値の算定から除外するものとする。

## 別紙5 保全管理要求水準

- ・ 保全管理の保全対象業務は、**別紙2**の業務範囲に示す。
- ・ 受託者は、本件施設の機能が劣化しないよう、また、予防保全的な視点による日常的な保守点検等を実施し、本件施設を正常な状態に維持しなければならない。
- ・ 業務期間満了時、全ての本件施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、第8条に定める施設機能状況報告書に比して、著しい損傷及び劣化がない状態とする。
- ・ 建築物や外構等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない状態とする。

## 別紙6 業務実施計画書

業務実施計画についての記載内容は下表のとおりとする。

編	章	節	項
組織 プロフィール 編	1 業務実施のための基本的な考え方	1.1 組織理念	
		1.2 組織理念の組織内共有方法	
		1.3 組織理念の達成を目指すための基本的な仕組み（体制と制度）	
	2 組織能力	2.1 保有資格等	
		2.2 受託実績	
		2.3 組織内役割	
		2.4 従業員	
		2.5 関係企業	
		2.6 協力企業	
		2.7 所有の備品・器具・工具・計測機器等	
		2.8 組織能力の自己分析	
	3 受託業務内容認識	3.1 受託業務範囲	
		3.2 受託業務対象施設・設備	
3.3 受託業務目的とその達成に向けての目標			
4 受託業務履行上の課題認識			
業務 履行 編	5 業務基本方針と制度	5.1 受託業務履行方針	5.1.1 業務履行基本方針
			5.1.2 人的資源管理の目標と方針
			5.1.3 情報管理の目標と方針
		5.2 コミュニケーションマネジメント	5.2.1 組織内外コミュニケーション管理計画
			5.2.2 苦情発生時対応計画
			5.2.3 見学者対応計画
	6 運営体制	6.1 業務分担と実施体制	
		6.2 委託期間業務予定	
		6.3 1月間の標準勤務予定	
		6.4 1日の標準勤務予定	
7 監視計画及び運転操作業務計画	7.1 運転監視業務実施計画		
	7.2 機器運転操作業務実施計画		
	7.3 管路巡視点検実施計画		
8 水質管理及び水質試験業務計画	8.1 水質管理業務実施計画		
	8.2 水質試験業務実施計画		
9 汚泥管理及び汚泥性状試験業務計画	9.1 汚泥管理業務実施計画		
	9.2 汚泥性状試験業務実施計画		
10 沈砂及びし渣等の除去計画			
11 保守・点検及び修繕業務計画	11.1 保守・点検業務実施計画	11.1.1 日常点検実施計画	
	11.2 小修繕業務実施計画	11.1.2 定期点検等実施計画	
12 施設管理業務計画	12.1 建築付帯設備管理業務実施計画		
	12.2 土木・建築躯体の目視点検・小修繕対応		
	12.3 整理整頓実施計画		
	12.4 施設清掃業務実施計画		
13 場内・施設の保安業務計画			
14 物品等調達業務計画			
15 産業廃棄物処分業務計画	15.1 廃液処分計画		
	15.2 その他産業廃棄物（廃液除く）処分計画		
16 再委託 *注意*再委託は必要に応じて	16.1 再委託対象業務		
	16.2 再委託計画		
17 危機管理業務計画	17.1 リスクマネジメント	17.1.1 危険要因（ハザード）認識	
		17.1.2 リスクアセスメント	
	17.2 クライシスマネジメント	17.1.3 リスクコントロール計画	
		17.2.1 クライシスアセスメント	
	17.2.2 クライシス対応計画（BCP含む）		
18 地域生活環境対策実施計画			
19 省エネ対策実施計画			
20 温室効果ガス排出量削減対策実施計画			
21 コスト縮減実施計画			
22 施設腐食対策実施計画			
23 機器・設備設置及び改良実施計画			
24 その他自主提案実施計画			
業務 履行 関係 資源 管理 編	25 人的資源管理業務計画	25.1 安全衛生管理業務計画	
		25.2 労務管理業務計画	
25.3 教育・訓練計画			
26 情報管理業務計画	26.1 データ管理計画	26.1.1 業務書類作成計画	
	26.2 情報共有管理計画	26.1.2 設備台帳保守管理計画	

## 別紙 7 有資格者に関する条件

- (1) 下水道法第 22 条第 2 項に規定する有資格者
- (2) 危険物取扱者（甲種又は乙種第 4 類）
- (3) 玉掛技能講習終了者
- (4) ボイラー技士（二級）
- (5) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- (6) 小型移動式クレーン運転技能者
- (7) 電気主任技術者（第 3 種）
- (8) 電気工事士（第一種）
- (9) 酸素欠乏危険作業主任者技能講習終了者（第二種）
- (10) 溶接技能講習終了者（ガス又はアーク）
- (11) 特定化学物質等作業主任者
- (12) 特別管理産業廃棄物管理責任者
- (13) その他労働安全衛生関係等で必要な資格者

## 別紙8 流入基準

### (1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

表 8-1 流入基準（流入水の水量）

流入水量基準 (m <sup>3</sup> /日)		備 考
年 度	日 最 大	
H28	15,000	
H29	15,000	
H30	15,000	

### (2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。（測定は別紙16により行うものとする）

表 8-2 流入基準（流入水の水質）

項 目	範 囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/l)	270以下
COD (mg/l)	140以下
SS (mg/l)	310以下
T-N (mg/l)	39以下
T-P (mg/l)	4.80以下

※上表に記載のない水質項目については、下水道法第12条の2の範囲内とする。

### (3) 流入予測水量

運営期間中の流入予測水量は、以下のとおりである。

表 8-3 流入水の予測水量

年 度	年間総流入水量 (千m <sup>3</sup> /年)	備 考
H28	3,512	
H29	3,538	
H30	3,559	

## 別紙 9 放流水が放流水質基準を満たさない場合の対応

放流水の水質が、別紙 4 に示す放流水質基準を満たさない場合、以下のような手続きをとる。

### (1) 契約基準 I 又は法定基準の未達の場合

#### 第 1 段階：未達の確認、報告・通知及び追加の環境計測

- ・ 受託者は、環境計測により、各回の放流水質測定値が放流水質契約基準 I 又は放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに委託者に報告し、追加の環境計測を実施する。
- ・ 委託者は、法定検査、第 2 2 条第 1 項の検査等により放流水質が放流水質契約基準 I 又は放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに受託者に報告し、受託者は追加の環境計測を実施する。

#### 第 2 段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 放流水質契約基準 I 未達の場合には、受託者は、速やかに未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受け改善措置を実施する。
- ・ 放流水質法定基準未達の場合には、委託者の指導及び監督に従い、受託者は、速やかに要求水準未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受け改善措置を実施する。
- ・ 流入水が流入基準を満たさない場合は、委託者にて改善に努める。
- ・ 受託者は、追加の環境計測において改善措置の効果を確認し、放流水質契約基準 I 及び放流水質法定基準を満たすまで改善状況を委託者に報告する。
- ・ 原因究明及び改善計画書の作成及び実施に係る費用は、受託者が負担する。ただし、第 1 2 条第 4 項に定める場合は、受託者は原因究明、改善計画書の作成及び改善措置の実施に係る費用を委託者に請求することができる。

#### 第 3 段階：業務委託料の減額

- ・ 第 1 2 条第 4 項に定める場合を除き、第 1 2 条第 3 項及び別紙 1 8 に定める規定に従い業務委託料の減額手続きに入る。

#### 第 4 段階：契約解除、違約金

- ・ 第 1 2 条第 4 項に定める場合による場合を除き、放流水質基準 I 又は放流水質法定基準を満足できない状態が、合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は改善計画書が速やかに提出されない場合並びに改善計画書どおりに本件業務が行われなかった場合、委託者は、第 1 2 条第 3 項及び第 3 1 条に定められた規定に基づき本契約の解除並びに違約金の請求手続きに入る。

## (2) 契約基準Ⅱの未達の場合

### 第1段階：未達の確認・報告

- ・ 受託者は、各年度の放流水質平均値について放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合は、速やかに委託者に報告する。

### 第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合には、受託者は、速やかに要求水準未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受け、改善措置を実施する。
- ・ 受託者は、必要に応じ追加の環境計測を行い改善措置の効果を確認し、改善状況を委託者に報告する。
- ・ 原因究明及び改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。

### 第3段階：業務委託料の減額

- ・ 放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合は、第12条第7項及び別紙18に定める規定に従い業務委託料の減額手続きに入る。

### 第4段階：契約解除、違約金

- ・ 改善計画書が速やかに提出されない場合及び改善計画書どおりに本件業務が行われなかった場合、委託者は、第12条第7項及び第31条に定められた規定に基づき本契約の解除並びに違約金の請求手続きに入る。

## 別紙 10 流入基準未達の場合の対応方法

別紙 8 に定める基準以上の流入水量が流入した場合であっても、対象施設において対応可能な範囲内で受託者が適切な措置をとって対応する。

- ・受託者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、流入渠水位、ポンプ井水位の監視を行うものとする。
- ・なお、上記の措置で対応できない大雨の場合、不可抗力とする。

## 別紙 1 1 汚泥及び環境計測等に関する基準

受託者は、汚泥及び環境計測等の基準に適合させて、汚泥の処理及び運転する義務を負うものとする。

なお、下記に規定する契約基準Ⅰ及び契約基準Ⅱについて、当該基準を達成できなかった場合、別紙 1 8 (2) アにより業務委託料の減額を行うものとする。

### (1) 契約基準

汚泥処理に関する契約基準については、以下の基準を設定する。

#### 【契約基準Ⅰ】

日常の施設運転において実施する脱水ケーキの含水率に関する各回の測定結果において満足すべき契約基準。含水率は別紙 1 6 により測定すること。

表 11-1 契約基準Ⅰ  
(各回測定値が満たすべき基準)

	項目	範囲
脱水ケーキ	含水率	85.0%以下

#### 【契約基準Ⅱ】

脱水ケーキの含水率に関する全測定結果の各年度の年平均値（各測定日の間隔を考慮した加重平均値）及び各年度の脱水ケーキ生成率において満足すべき契約基準。ここで、脱水ケーキ生成率とは、年間脱水ケーキ処理量（t/年）/年間流入水量（千m<sup>3</sup>/年）を言う。

表 11-2 契約基準Ⅱ  
(年平均値が満たすべき基準)

	項目	範囲
脱水ケーキ	含水率	81.0%以下
	生成率	0.779t/千m <sup>3</sup> 以下

なお、年平均値（加重平均値）を算定する際の各測定日の間隔については、別紙 4 に述べる放流水質に関する契約基準Ⅱの手法を準用する。

## (2) 環境計測等に関わる法定基準

別紙4の表4-1に示す放流水質法定基準以外の環境計測等に関する法定基準については、以下の基準とする。

	項目	基準値
1	放流水の水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法第8条「放流水の水質の基準」</li> <li>・水質汚濁防止法第3条「排水基準」</li> <li>・水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例第2条「排水基準」</li> <li>・水質汚濁防止法第4条の5及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3「総量規制基準」</li> <li>・悪臭防止法第4条第1項第3号「排出水中の許容限度」</li> <li>・悪臭防止法第4条に基づく京都府告示「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」</li> <li>・京都府環境を守り育てる条例第33条「汚水に係る規制基準」</li> </ul>
2	脱水ケーキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3「産業廃棄物の収集・運搬、処分等の基準」</li> <li>・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める環境省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1「基準値」</li> <li>・肥料取締法の一部を改正する法律附則第2条に規定する普通肥料に該当する肥料を定める省令に定める肥料の公定規格（平成12年農林水産省告示第97号）「汚泥発酵肥料の基準値」</li> </ul>
3	敷地境界及び脱臭設備の排出口における悪臭物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭防止法第4条第1項第1号「大気中の許容限度」及び第2号「排出口の許容限度」</li> <li>・悪臭防止法第4条に基づく京都府告示「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」</li> </ul>

## (3) その他目標とすべき基準

騒音、振動、悪臭、粉じん、排出ガス等に関する要求水準は法律及び条例に定められた数値とするが、別途目標とすべき基準が存在する場合はこれを遵守するものとする。

原子力災害対策特別措置法等により、場外へ搬出又は放流する物質等が放射線量計測対象となった場合は、対応について委託者と受託者の協議によって決定する。

## 別紙 1 2 提案書記載内容の未実施及び未達の場合の対応

提案書記載内容のうち減額対象となる項目については、実施されていない又は達成できていない場合、以下のような手続きをとる。

### 第 1 段階：未実施・未達の確認

- ・ 受託者は、必要に応じて、提案書記載内容の実施状況を委託者に報告する。
- ・ 受託者は、提案書記載内容について実施されていない又は達成できない状況が生じた場合には、委託者に速やかに報告する。
- ・ 委託者は、受託者が実施していない又は達成できていないことを確認した場合、受託者に改善措置を要求できる。

### 第 2 段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 受託者は、速やかに未実施及び未達の原因究明を行い、改善期間、改善の方法等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受ける。
- ・ 受託者は、改善計画書に基づき、改善措置を実施し、改善状況を委託者に報告する。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施に係る費用は、受託者が負担する。

### 第 3 段階：業務委託料の減額

- ・ 改善計画書が速やかに提出されない場合及び改善計画書どおりに業務が行われない場合は、委託者は、第 9 条第 4 項に定める規定に従い、別紙 1 8 「(3) 提案書記載内容の未実施及び未達の場合の減額について」に従い業務委託料の減額を行うことができる。

### 別紙 1 3 引継事項

受託者は、業務期間を通じて引継事項を記載した文書を作成する。

事業期間中、引継が必要な新たな事項が判明した場合は、適宜当文書にその内容を反映、記録し、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受託者が把握できるような内容とする。以下の項目を参考に記載すること。

- (1) 総合運転したときの機能の発揮状況
- (2) 諸機械の振動、異音等の状態
- (3) 計装設備の調節状況
- (4) 運転上の特別な操作
- (5) その他留意事項

なお、委託者は、本事業の終了に際して委託者が受託者選定を行う場合には、当文書を公開することができるものとする

## 別紙 1 4 設備の定期点検予定書

設備の定期点検は以下のとおり行うものとする。

表中の表記記号は以下のとおりである。

○：点検（本委託の対象である。）

◎：整備（本委託の対象である。）

☆：修繕（本委託の対象外であり、実施予定を示すものであるが、状況により、見直しを行うことがある。）

なお、浄化センター及びポンプ場のすべての施設の日常点検は、本委託の対象である。

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
1	排気ガス洗浄装置	管理棟施設	ダルトン	平成 5 年 3 月	-	-	-
2	全熱交換器	管理棟施設	小谷商事	平成 5 年 3 月	-	-	-
3	空調設備(室内機、室外機) AC-3	管理棟施設	三菱電機 ビルテクノサービス	平成 5 年 3 月	-	-	-
4	空調設備(室内機、室外機) AC-1	管理棟施設	小谷商事	平成 5 年 3 月	-	-	-
5	空調設備(室内機、室外機) AC-2	管理棟施設	小谷商事	平成 5 年 3 月	-	-	-
6	空調設備(室内機、室外機) AC-6	管理棟施設	三菱電機 ビルテクノサービス	平成 5 年 3 月	-	-	-
7	空調設備(室内機、室外機) AC-6	管理棟施設	三菱電機 ビルテクノサービス	平成 5 年 3 月	-	-	-
8	空調設備(室内機、室外機) AC-7	管理棟施設	小谷商事	平成 5 年 3 月	-	-	-
9	空調設備(室内機、室外機) AC-9	管理棟施設	小谷商事	平成 5 年 3 月	-	-	-
10	エレベーター	管理棟施設	三精輸送機	平成 5 年 3 月	○	○	○
11	修景池設備	管理棟施設	小桜産業	平成 5 年 3 月	-	-	-
12	No.1 分配可動堰	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
13	No.2 分配可動堰	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
14	No.1 沈砂地流出ゲート	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
15	No.2 沈砂地流出ゲート	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
16	連絡ゲート	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
17	着水井攪拌機	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
18	除塵機(ハイパススクリーン含む)	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
19	No.1-1 揚砂ポンプ	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
20	No.1-2 揚砂ポンプ	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
21	しき脱水機(油圧ユニット含む)	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
22	No.1 しき搬出コンベア	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
23	No.2 しき搬出コンベア	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
24	No.3 しき搬出コンベア	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
25	サイクロン	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
26	しきホッパー	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
27	沈砂コンベア	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
28	沈砂ホッパー	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
29	しき沈砂洗浄機	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
30	沈砂地床排水ポンプ	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 18 年 10 月	-	-	-
31	汚水流入管仕切弁	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
32	流量計吊上機	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
33	コンテナ吊上機	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
34	揚砂ポンプ吊上機	沈砂池棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
35	脱臭設備(ルーフファン)	沈砂池棟施設	日本メンテナンス	平成 20 年 9 月	-	-	-
36	No.1 流入可動堰	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
37	No.2 流入可動堰	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
38	No.3 流入可動堰	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
39	No.4 流入可動堰	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
40	No.1-1 初沈流入ゲート	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
41	No.1-2 初沈流入ゲート	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
42	No.2-1 初沈流入ゲート	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
43	No.2-2 初沈流入ゲート	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
44	No.3-1 初沈流入ゲート	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
45	No.3-2 初沈流入ゲート	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
46	No.1-1 初沈スクラム	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
47	No.1-2 初沈スクラム	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
48	No.2 初沈スクラムスキマ	水処理棟施設	住友重機械	平成 9 年 12 月	-	-	-
49	No.3-1 初沈スクラムスキマ	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
50	No.3-2 初沈スクラムスキマ	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
51	No.1-1 生汚泥ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
52	No.1-2 生汚泥ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
53	初沈池排水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
54	No.1 初沈スクラム排水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
55	No.2 初沈スクラム排水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
56	初沈スクラム排水ポンプ吐出弁	水処理棟施設	住重環境	平成 16 年 2 月	-	-	-
57	No.1-1 初沈汚泥掻寄機	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
58	No.1-2 初沈汚泥掻寄機	水処理棟施設	住友重機械	平成 8 年 3 月	-	-	-
59	No.2 初沈汚泥掻寄機	水処理棟施設	住友重機械	平成 9 年 12 月	◎	-	-
60	No.3 初沈汚泥掻寄機	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
61	No.1-1 初沈電動仕切弁	水処理棟施設	住友重機械	平成 8 年 3 月	-	-	-
62	No.1-2 初沈電動仕切弁	水処理棟施設	住友重機械	平成 9 年 12 月	-	-	-
63	No.2-1 初沈電動仕切弁	水処理棟施設	住友重機械	平成 9 年 12 月	-	-	-
64	No.2-2 初沈電動仕切弁	水処理棟施設	住友重機械	平成 9 年 12 月	-	-	-
65	No.3-1 初沈電動仕切弁	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
66	No.3-2 初沈電動仕切弁	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
67	初沈床排水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 18 年 10 月	-	-	-
68	No.-1-1 エアタimesteps可動堰	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
69	No.-1-2 エアタimesteps可動堰	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
70	No.-1-3 エアタimesteps可動堰	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
71	No.-1-4 エアタimesteps可動堰	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
72	No.2-1 エアタimesteps可動堰	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
73	No.2-2 エアタimesteps可動堰	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
74	No.2-3 エアタimesteps可動堰	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
75	No.2-4 エアタimesteps可動堰	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
76	No.3-1 エアタimesteps可動堰	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
77	No.3-2 エアタンステップ可動堰	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
78	No.1 エアタンバイパスゲート	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
79	No.2 エアタンバイパスゲート	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
80	No.1 エアタンバイパス可動堰	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
81	エアタン仕切ゲート	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
82	1 系散気装置(超微細)	水処理棟施設	トクコ	平成 21 年 3 月	-	-	-
83	2 系散気装置(超微細)	水処理棟施設	トクコ	平成 21 年 3 月	-	-	-
84	3 系散気装置(超微細)	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
85	No.1-1 水中攪拌機	水処理棟施設	トクコ	平成 21 年 3 月	-	-	-
86	No.1-2 水中攪拌機	水処理棟施設	トクコ	平成 21 年 3 月	-	-	-
87	No.2-1 水中攪拌機	水処理棟施設	トクコ	平成 21 年 3 月	-	-	-
88	No.2-2 水中攪拌機	水処理棟施設	トクコ	平成 21 年 3 月	-	-	-
89	No.3-1 水中攪拌機	水処理棟施設	神鋼環境	平成 21 年 3 月	-	-	-
90	No.3-2 水中攪拌機	水処理棟施設	神鋼環境	平成 21 年 3 月	-	-	-
91	No.1 エアタン流入空気弁	水処理棟施設	トクコ	平成 21 年 3 月	-	-	-
92	No.2 エアタン流入空気弁	水処理棟施設	トクコ	平成 21 年 3 月	-	-	-
93	No.3 エアタン流入空気弁	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
94	エアタン床排水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 18 年 10 月	-	-	-
95	エアタン 2 系流入防止堰	水処理棟施設	ナナホシ	平成 12 年 10 月	-	-	-
96	消泡水ノズル	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
97	1・2 系 No.1 返送汚泥ポンプ	水処理棟施設	トクコ	平成 21 年 3 月	-	-	-
98	1・2 系 No.2 返送汚泥ポンプ	水処理棟施設	トクコ	平成 21 年 3 月	-	-	-
99	3・4 系 No.1 返送汚泥ポンプ	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
100	3・4 系 No.2 返送汚泥ポンプ	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
101	No.1 余剰汚泥ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
102	No.2 余剰汚泥ポンプ	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
103	No.3 余剰汚泥ポンプ	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
104	No.1-1 終沈流入ゲート	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
105	No.1-2 終沈流入ゲート	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
106	No.2-1 終沈流入ゲート	水処理棟施設	住友重機械	平成 9 年 12 月	-	-	-
107	No.2-2 終沈流入ゲート	水処理棟施設	住友重機械	平成 9 年 12 月	-	-	-
108	No.3-1 終沈流入ゲート	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
109	No.3-2 終沈流入ゲート	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
110	No.1 終沈スラム排水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
111	No.2 終沈スラム排水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
112	終沈スラム排水ポンプ吐出弁	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
113	エアタン終沈池排水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
114	No.1-1 終沈汚泥掻寄機	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
115	No.1-2 終沈汚泥掻寄機	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
116	No.2 終沈汚泥掻寄機	水処理棟施設	住友重機械	平成 9 年 12 月	-	-	-
117	No.3 終沈汚泥掻寄機	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
118	No.1-1 終沈スラムスキマー	水処理棟施設	住友重機械	平成 21 年 3 月	-	-	-
119	No.1-2 終沈スラムスキマー	水処理棟施設	住友重機械	平成 21 年 3 月	-	-	-
120	No.2 終沈スラムスキマー	水処理棟施設	住友重機械	平成 9 年 12 月	-	-	-
121	No.3-1 終沈スラムスキマー	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
122	No.3-2 終沈スラムスキマー	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
123	No.1 終沈床排水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 18 年 10 月	-	-	-
124	No.2 終沈床排水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 18 年 10 月	-	-	-
125	1 系終沈電動仕切弁	水処理棟施設	住友重機械	平成 9 年 12 月	-	-	-
126	2 系終沈電動仕切弁	水処理棟施設	住友重機械	平成 8 年 3 月	-	-	-
127	3 系終沈電動仕切弁	水処理棟施設	神鋼環境	平成 19 年 3 月	-	-	-
128	No.1 固形塩素接触機	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
129	No.2 固形塩素接触機	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
130	No.1 乾式フィルター(自動洗浄機)	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
131	No.2 乾式フィルター(自動洗浄機)	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
132	No.1-1 送風機 (ルーツ)	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
133	No.1-2 送風機 (ルーツ)	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
134	No.2-1 送風機 (ターボ) 吐出弁含む	水処理棟施設	住友重機械	平成 8 年 3 月	-	-	-

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
135	No.2-2 送風機 (ターボ) 吐出弁含む	水処理棟施設	電業社機械	平成 19 年 3 月	-	-	-
136	No.1 原水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
137	No.2 原水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
138	No.3 原水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 24 年 3 月	-	-	-
139	砂濾過器	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
140	ろ過器	水処理棟施設	住友重機械	平成 24 年 3 月	-	-	-
141	No.1 消泡水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
142	No.2 消泡水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
143	消泡水ストレーナ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
144	No.1-1 逆洗排水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
145	No.1-2 逆洗排水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
146	No.1 濾過水移送ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
147	No.2 濾過水移送ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
148	No.1 原水ろ過水ストレーナ	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
149	No.2 原水ろ過水ストレーナ	水処理棟施設	住友重機械	平成 24 年 3 月	-	-	-
150	用水給水ユニット(ポンプ・タンク)	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
151	No.1 空気圧縮機	水処理棟施設	日本メンテナンス	平成 14 年 3 月	-	-	-
152	No.2 空気圧縮機	水処理棟施設	日本メンテナンス	平成 14 年 3 月	-	-	-
153	No.1 用水床排水ポンプ	水処理棟施設	日本メンテナンス	平成 17 年 9 月	-	-	-
154	No.2 用水床排水ポンプ	水処理棟施設	住友重機械	平成 18 年 10 月	-	-	-
155	接触タンクハイバーステート	水処理棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
156	No.1 次亜塩素酸ソーダ貯留槽	水処理棟施設	住友重機械	平成 8 年 3 月	-	-	-
157	No.2 次亜塩素酸ソーダ貯留槽	水処理棟施設	住友重機械	平 23 年 3 月	-	-	-
158	No.1 次亜塩素酸ソーダ注入装置	水処理棟施設	住友重機械	平成 8 年 3 月	-	-	-
159	No.2 次亜塩素酸ソーダ注入装置	水処理棟施設	住友重機械	平成 8 年 3 月	-	-	-
160	No.3 次亜塩素酸ソーダ注入装置	水処理棟施設	住友重機械	平成 23 年 3 月	-	-	-
161	汚泥スクリーン	重力濃縮施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
162	スクリーンかす脱水機(油圧ユニット含む)	重力濃縮施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
163	No.1 重力濃縮汚泥掻寄機	重力濃縮施設	住友重機械	平成 11 年 11 月	-	-	-
164	No.2 重力濃縮汚泥掻寄機	重力濃縮施設	住友重機械	平成 11 年 11 月	-	-	-
165	No.1 濃縮汚泥移送ポンプ	重力濃縮施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
166	No.2 濃縮汚泥移送ポンプ	重力濃縮施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
167	No.1 濃縮汚泥移送ポンプ吐出弁	重力濃縮施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
168	No.2 濃縮汚泥移送ポンプ吐出弁	重力濃縮施設	住友重機械	平成 11 年 10 月	-	-	-
169	No.1 汚泥供給ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 23 年 3 月	-	-	-
170	No.2 汚泥供給ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 23 年 3 月	-	-	-
171	No.3 汚泥供給ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 11 年 10 月	-	-	-
172	No.4 汚泥供給ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 11 年 10 月	-	-	-
173	No.1 脱水機	汚泥棟施設	住友重機械	平成 22 年 3 月	-	-	-
174	No.2 脱水機	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
175	フロキュレータタンク	汚泥棟施設	住友重機械	平成 23 年 3 月	-	-	-
176	フロキュレータ攪拌機	汚泥棟施設	住友重機械	平成 23 年 3 月	-	-	-
177	No.1 汚泥脱水用給水ユニットポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
178	No.2 汚泥脱水用給水ユニットポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
179	汚泥脱水用給水ユニットタンク	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
180	No.1 脱水ケーキ搬出機	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
181	No.2 脱水ケーキ搬出機	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
182	汚泥貯留槽攪拌機	汚泥棟施設	住友重機械	平成 21 年 3 月	-	-	-
183	薬品溶解タンク	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
184	薬品溶解タンク(加圧用)	汚泥棟施設	住友重機械	平成 23 年 3 月	-	-	-
185	No.1 ろ布洗浄水ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
186	No.2 ろ布洗浄水ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
187	No.3 ろ布洗浄水ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 11 年 10 月	-	-	-
188	No.4 ろ布洗浄水ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 11 年 10 月	-	-	-
189	No.1 空気圧縮機	汚泥棟施設	住友重機械	平成 23 年 3 月	-	-	-
190	No.2 空気圧縮機	汚泥棟施設	住友重機械	平成 23 年 3 月	-	-	-
191	除湿器	汚泥棟施設	日立製作所	平成 23 年 3 月	-	-	-

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
192	薬品溶解槽攪拌機	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
193	薬品溶解槽攪拌機(加圧用)	汚泥棟施設	住友重機械	平成 23 年 3 月	-	-	-
194	No.1 薬品供給機	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
195	薬品定量供給機	汚泥棟施設	住友重機械	平成 23 年 3 月	-	-	-
196	No.1 薬液供給ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 23 年 3 月	-	-	-
197	No.2 薬液供給ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 23 年 3 月	-	-	-
198	No.3 薬液供給ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 11 年 10 月	-	-	-
199	No.4 薬液供給ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 11 年 10 月	-	-	-
200	No.1 給水ポンプ(溶解用)	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
201	No.2 給水ポンプ(溶解用)	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
202	No.1 脱水濾液移送ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
203	No.2 脱水濾液移送ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
204	空調設備(室内機、室外機) AC-5	汚泥棟施設	小谷商事	平成 5 年 3 月	-	-	-
205	空調設備(室内機、室外機) AC-4	汚泥棟施設	小谷商事	平成 5 年 3 月	-	-	-
206	受水槽	汚泥棟施設	入柿水道	平成 5 年 3 月	-	-	-
207	脱臭ファン	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
208	No.1 床排水ポンプ	汚泥棟施設	日本メンテナンス	平成 12 年 1 月	-	-	-
209	No.2 床排水ポンプ	汚泥棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
210	No.1 余剰汚泥攪拌機	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
211	No.1 汚泥供給ポンプ	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
212	No.3 汚泥供給ポンプ	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
213	No.1 凝集剤溶解槽攪拌機	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
214	No.2 凝集剤溶解槽攪拌機	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
215	浮上濃縮機	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	◎	-
216	No.1 起泡装置(用水ポンプ)	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
217	No.3 起泡装置(用水ポンプ)	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
218	No.1 凝集剤供給機	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
219	No.2 凝集剤供給機	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
220	No.1 凝集剤注入ポンプ	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
221	No.3 凝集剤注入ポンプ	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
222	脱気槽攪拌機	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
223	機械濃縮汚泥貯留槽攪拌機	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
224	No.1 起泡助剤希釈槽攪拌機	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
225	No.1 起泡助剤注入ポンプ	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
226	No.3 起泡助剤注入ポンプ	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
227	No.1 濃縮汚泥移送ポンプ	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
228	No.2 濃縮汚泥移送ポンプ	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
229	No.1 空気圧縮機	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
230	No.2 空気圧縮機	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
231	No.1 床排水ポンプ	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
232	No.2 床排水ポンプ	機械濃縮棟施設	住友重機械	平成 14 年 4 月	-	-	-
233	脱水ケーキホッパー	ホッパ棟施設	住友重機械	平成 5 年 3 月	-	-	-
234	自家発電機	自家発電設備	三菱電機	平成 5 年 3 月	-	-	-
235	No.1 汚水ポンプ	獅子崎 P 場施設	日立製作所	平成 5 年 3 月	-	-	-
236	No.2 汚水ポンプ	獅子崎 P 場施設	日立製作所	平成 9 年 3 月	-	-	-
237	No.3 汚水ポンプ	獅子崎 P 場施設	日立製作所	平成 5 年 3 月	-	-	-
238	No.4 汚水ポンプ	獅子崎 P 場施設	日立プラント	平成 19 年 3 月	-	-	-
239	除塵機	獅子崎 P 場施設	前澤工業	平成 5 年 3 月	-	-	-
240	破碎機	獅子崎 P 場施設	前澤工業(巴)	平成 20 年 3 月	-	-	-
241	No.1 水中ミキサー	獅子崎 P 場施設	前澤工業	平成 16 年 7 月	-	-	-
242	No.2 水中ミキサー	獅子崎 P 場施設	クワタ	平成 18 年 11 月	-	-	-
243	No.1 流入ゲート	獅子崎 P 場施設	前澤工業	平成 5 年 3 月	-	-	-
244	No.2 流入ゲート	獅子崎 P 場施設	前澤工業	平成 5 年 3 月	-	-	-
245	連絡ゲート	獅子崎 P 場施設	前澤工業	平成 5 年 3 月	-	-	-
246	脱臭ファン	獅子崎 P 場施設	前澤工業	平成 5 年 3 月	-	-	-
247	自家発電機	獅子崎 P 場施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	-	-
248	No.1 汚水ポンプ	鶴賀 P 場施設	日立製作所	平成 5 年 3 月	-	-	-
249	No.2 汚水ポンプ	鶴賀 P 場施設	日立製作所	平成 5 年 3 月	-	-	-

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
250	No.3 汚水ポンプ	鶴賀 P 場施設	日立製作所	平成 9 年 10 月	-	-	-
251	No.4 汚水ポンプ	鶴賀 P 場施設	第一テクノ	平成 20 年 3 月	-	-	-
252	除塵機(ハイパススクリーン含む)	鶴賀 P 場施設	前澤工業	平成 20 年 3 月	-	-	-
253	破砕機	鶴賀 P 場施設	住重環境	平成 20 年 3 月	-	-	-
254	No.1 水中ミキサー	鶴賀 P 場施設	住重環境	平成 20 年 3 月	-	-	-
255	No.2 水中ミキサー	鶴賀 P 場施設	第一テクノ	平成 20 年 3 月	-	-	-
256	脱臭ファン	鶴賀 P 場施設	前澤工業	平成 5 年 3 月	-	-	-
257	パージセット(コンプレッサー共)	鶴賀 P 場施設	日立製作所	平成 5 年 3 月	-	-	-
258	No.1 流入ゲート	鶴賀 P 場施設	前澤工業	平成 5 年 3 月	-	-	-
259	No.2 流入ゲート	鶴賀 P 場施設	前澤工業	平成 5 年 3 月	-	-	-
260	連絡ゲート	鶴賀 P 場施設	前澤工業	平成 5 年 3 月	-	-	-
261	自家発電機	鶴賀 P 場施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	-	-
262	No.1 汚水ポンプ	須津 P 場施設	クボタ	平成 7 年 3 月	-	-	-
263	No.2 汚水ポンプ	須津 P 場施設	クボタ	平成 7 年 3 月	-	-	-
264	No.4 汚水ポンプ	須津 P 場施設	住友重機械	平成 17 年 3 月	-	-	-
265	No.1-1 破砕機	須津 P 場施設	住友重機械	平成 7 年 3 月	-	-	-
266	No.1-2 破砕機	須津 P 場施設	住友重機械	平成 7 年 3 月	-	-	-
267	No.1 水中ミキサー	須津 P 場施設	住友重機械	平成 7 年 3 月	-	-	-
268	No.2 水中ミキサー	須津 P 場施設	住友重機械	平成 17 年 3 月	-	-	-
269	No.1 シール水ポンプ	須津 P 場施設	クボタ	平成 7 年 3 月	-	-	-
270	No.2 シール水ポンプ	須津 P 場施設	クボタ	平成 7 年 3 月	-	-	-
271	No.1 流入ゲート	須津 P 場施設	住友重機械	平成 7 年 3 月	-	-	-
272	No.2 流入ゲート	須津 P 場施設	住友重機械	平成 7 年 3 月	-	-	-
273	連絡ゲート	須津 P 場施設	住友重機械	平成 7 年 3 月	-	-	-
274	No.1 床排水ポンプ	須津 P 場施設	クボタ	平成 7 年 3 月	-	-	-
275	No.2 床排水ポンプ	須津 P 場施設	クボタ	平成 7 年 3 月	-	-	-
276	脱臭ファン(電動弁含む)	須津 P 場施設	住友重機械	平成 7 年 3 月	-	-	-
277	自家発電機	須津 P 場施設	日新電機	平成 7 年 3 月	-	-	-
278	No.1 汚水ポンプ	堂谷 P 場施設	クボタ	平成 8 年 3 月	-	-	-

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
279	No.2 汚水ポンプ	堂谷 P 場施設	クボタ	平成 8 年 3 月	-	-	-
280	No.4 汚水ポンプ	堂谷 P 場施設	日立プラント	平成 19 年 3 月	-	-	-
281	No.1-1 破砕機	堂谷 P 場施設	新日本製鐵	平成 8 年 3 月	-	-	-
282	No.1-2 破砕機	堂谷 P 場施設	新日本製鐵	平成 8 年 3 月	-	-	-
283	No.1 水中ミキサー	堂谷 P 場施設	新日本製鐵	平成 8 年 3 月	-	-	-
284	No.2 水中ミキサー	堂谷 P 場施設	日立プラント	平成 19 年 3 月	-	-	-
285	No.1 シール水ポンプ	堂谷 P 場施設	クボタ	平成 8 年 3 月	-	-	-
286	No.2 シール水ポンプ	堂谷 P 場施設	クボタ	平成 8 年 3 月	-	-	-
287	No.1 流入ゲート	堂谷 P 場施設	新日本製鐵	平成 8 年 3 月	-	-	-
288	No.2 流入ゲート	堂谷 P 場施設	新日本製鐵	平成 8 年 3 月	-	-	-
289	連絡ゲート	堂谷 P 場施設	新日本製鐵	平成 8 年 3 月	-	-	-
290	No.1 床排水ポンプ	堂谷 P 場施設	クボタ	平成 8 年 3 月	-	-	-
291	No.2 床排水ポンプ	堂谷 P 場施設	クボタ	平成 8 年 3 月	-	-	-
292	脱臭ファン	堂谷 P 場施設	新日本製鐵	平成 8 年 3 月	-	-	-
293	自家発電機	堂谷 P 場施設	日新電機	平成 8 年 3 月	-	-	-
294	No.1 汚水ポンプ	四辻 P 場施設	クボタ	平成 8 年 3 月	-	-	-
295	No.2 汚水ポンプ	四辻 P 場施設	クボタ	平成 8 年 3 月	-	-	-
296	No.3 汚水ポンプ	四辻 P 場施設	新日本製鐵	平成 24 年 月	-	-	-
297	No.1-1 破砕機	四辻 P 場施設	住重環境	平成 23 年 3 月	-	-	-
298	No.1-2 破砕機	四辻 P 場施設	住重環境	平成 8 年 3 月	-	-	-
299	水中ミキサー	四辻 P 場施設	住重環境	平成 8 年 3 月	-	-	-
300	No.2 水中ミキサー	四辻 P 場施設	住友環境	平成 24 年 月	-	-	-
301	No.1 シール水ポンプ	四辻 P 場施設	クボタ	平成 8 年 3 月	-	-	-
302	No.2 シール水ポンプ	四辻 P 場施設	クボタ	平成 8 年 3 月	-	-	-
303	No.1 流入ゲート	四辻 P 場施設	新日本製鐵	平成 8 年 3 月	-	-	-
304	No.2 流入ゲート	四辻 P 場施設	新日本製鐵	平成 8 年 3 月	-	-	-
305	連絡ゲート	四辻 P 場施設	新日本製鐵	平成 8 年 3 月	-	-	-
306	No.1 床排水ポンプ	四辻 P 場施設	クボタ	平成 8 年 3 月	-	-	-
307	No.2 床排水ポンプ	四辻 P 場施設	クボタ	平成 8 年 3 月	-	-	-

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
308	脱臭ファン	四辻 P 場施設	日本碍子	平成 8 年 3 月	-	-	-
309	自家発電機	四辻 P 場施設	日新電機	平成 8 年 3 月	-	-	-
310	No.1 マンホールポンプ	マンホールポンプ	クボタ	平成 14 年 4 月	-	-	-
311	No.2 マンホールポンプ	マンホールポンプ	クボタ	平成 14 年 4 月	-	-	-
312	圧送管洗浄設備	マンホールポンプ	前澤工業	平成 15 年 6 月	-	-	-
313	No.1 マンホールポンプ	マンホールポンプ	クボタ	平成 14 年 4 月	-	-	-
314	No.2 マンホールポンプ	マンホールポンプ	クボタ	平成 14 年 4 月	-	-	-
315	消防設備	管理棟施設		平成 5 年 3 月	○	○	○
316	監視制御システム	管理棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	☆	-	☆
317	監視制御システム(遠制)	管理棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	○	-
318	受変電設備	汚泥棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	○	-	-
319	受変電設備(機械濃縮)	汚泥棟施設	日新電機	平成 14 年 4 月	-	-	-
320	受電設備ドンパツク	汚泥棟施設	日新電機	平成 21 年 3 月	-	-	-
321	非常用電源装置(蓄電池)	汚泥棟施設	日新電機	平成 21 年 1 月	○	-	-
322	非常用電源装置(蓄電池)	自家発電設備	日新電機	平成 21 年 1 月	○	-	-
323	非常用自家発電設備	自家発電設備	日新電機	平成 21 年 1 月	○	-	-
324	受変電設備	獅子崎 P 場施設	日新電機	平成 5 年 3 月	○	-	-
325	非常用電源装置(蓄電池)	獅子崎 P 場施設	日新電機	平成 5 年 12 月	○	-	-
326	非常用電源装置(蓄電池)	獅子崎 P 場施設	日新電機	平成 5 年 3 月	○	-	-
327	非常用自家発電設備	獅子崎 P 場施設	日新電機	平成 5 年 3 月	○	-	-
328	受変電設備	鶴賀 P 場施設	日新電機	平成 7 年 3 月	-	○	-
329	非常用電源装置(蓄電池)	鶴賀 P 場施設	日新電機	平成 5 年 12 月	-	○	-
330	非常用電源装置(蓄電池)	鶴賀 P 場施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	○	-
331	非常用自家発電設備	鶴賀 P 場施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	○	-
332	受変電設備	須津 P 場施設	日新電機	平成 8 年 3 月	-	○	-
333	非常用電源装置(蓄電池)	須津 P 場施設	日新電機	平成 7 年 3 月	-	○	-
334	非常用電源装置(蓄電池)	須津 P 場施設	日新電機	蓄電池取替時期	-	○	-
335	非常用自家発電設備	須津 P 場施設	日新電機	平成 7 年 3 月	-	○	-
336	受変電設備	堂谷 P 場施設	日新電機	平成 8 年 3 月	-	-	○

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
337	非常用電源装置(蓄電池)	堂谷 P 場施設	日新電機	平成 7 年 3 月	-	-	○
338	非常用電源装置(蓄電池)	堂谷 P 場施設	日新電機	平成 8 年 3 月	-	-	○
339	非常用自家発電設備	堂谷 P 場施設	日新電機	平成 8 年 3 月	-	-	○
340	受変電設備	四辻 P 場施設	日新電機	平成 8 年 3 月	-	-	○
341	非常用電源装置(蓄電池)	四辻 P 場施設	日新電機	平成 7 年 3 月	-	-	○
342	非常用電源装置(蓄電池)	四辻 P 場施設	日新電機	平成 8 年 3 月	-	-	○
343	非常用自家発電設備	四辻 P 場施設	日新電機	平成 8 年 3 月	-	-	○
344	水処理トレント記録計	管理棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	-	-
345	汚泥処理トレント記録計	管理棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	-	-
346	場内計装整備点検	管理棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	○	○	○
347	計装設備	管理棟施設	日新電機	平成 14 年 4 月	○	○	○
348	風向・風速記録計	管理棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	○	-
349	気温・湿度記録計	管理棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	○	-
350	雨量記録計	管理棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	○	○	○
351	No.3 汚水流入量計	沈砂池棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	○	-
352	No.4 汚水流入量計	沈砂池棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	○	-
353	し渣ホッパー重量計	沈砂池棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	○	-	-
354	自動採水装置	沈砂池棟施設	エヌケーエス	平成 17 年 10 月	○	○	○
355	初沈汚泥濃度計	水処理棟施設	日新電機	平成 22 年 3 月	○	○	○
356	1 系初沈汚泥引抜流量計	水処理棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	○	-
357	自動採水装置	水処理棟施設	エヌケーエス	平成 21 年 3 月	○	○	○
358	No.1 エアタン溶存酸素計	水処理棟施設	島津製作所	平成 21 年 3 月	○	○	○
359	No.2 エアタン溶存酸素計	水処理棟施設	日新電機	平成 19 年 3 月	○	○	○
360	1 系返送汚泥濃度計	水処理棟施設	日新電機	平成 22 年 3 月	○	○	○
361	2 系返送汚泥濃度計	水処理棟施設	日新電機	平成 19 年 3 月	○	○	○
362	1 系返送汚泥流量計	水処理棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	○	-
363	2 系返送汚泥流量計	水処理棟施設	日新電機	平成 19 年 3 月	-	○	-
364	No.1-1 返送汚泥ポンプ回転数計	水処理棟施設	島津製作所	平成 5 年 3 月	-	-	○
365	No.1-2 返送汚泥ポンプ回転数計	水処理棟施設	島津製作所	平成 5 年 3 月	-	-	○

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
366	1系余剰汚泥引抜流量計	水処理棟施設	日新電機	平成5年3月	-	○	-
367	No1送風機風量計	水処理棟施設	島津製作所	平成5年3月	○	-	○
368	No2送風機吸込風量計	水処理棟施設	島津製作所	平成5年3月	-	-	○
369	原水流量計	水処理棟施設	住友重機械	平成5年3月	-	-	-
370	砂濾過器流量計	水処理棟施設	住友重機械	平成21年3月	-	-	-
371	砂濾過エア用風量計	水処理棟施設	住友重機械	平成21年3月	-	-	-
372	放流水残留塩素計	水処理棟施設	島津製作所	平成20年3月	○	○	○
373	放流水pH計	水処理棟施設	島津製作所	平成5年3月	○	○	○
374	UV計及び負荷量演算器	水処理棟施設	島津製作所	平成20年3月	○	○	○
375	放流流量計	水処理棟施設	島津製作所	平成20年3月	-	○	-
376	No.1次亜塩貯留槽タンク水位計	水処理棟施設	島津製作所	平成5年3月	-	○	-
377	No.2次亜塩貯留槽タンク水位計	水処理棟施設	島津製作所	平成23年3月	○	-	-
378	総次亜塩注入量計	水処理棟施設	日新電機	平成5年3月	-	○	-
379	接触タンクハイパスゲート	水処理棟施設	住友重機械	平成5年3月	-	-	-
380	1・2池SVI計	水処理棟施設	明電舎	平成19年2月	○	○	○
381	3・4池SVI計	水処理棟施設	日新電機	平成19年3月	○	○	○
382	自動採水装置	水処理棟施設	エヌケーエス	平成18年10月	○	○	○
383	濃縮汚泥濃度計	重力濃縮施設	島津製作所	平成5年3月	○	○	○
384	濃縮汚泥引抜流量計	重力濃縮施設	島津製作所	平成5年3月	-	○	-
385	汚泥供給濃度計	汚泥棟施設	日新電機	平成5年3月	○	○	○
386	汚泥貯留槽液位計	汚泥棟施設	日新電機	平成5年3月	-	○	-
387	No.1脱水機汚泥供給流量計	汚泥棟施設	日新電機	平成5年3月	-	○	-
388	No.2脱水機汚泥供給流量計	汚泥棟施設	日新電機	平成5年3月	-	-	○
389	No.1脱水機薬液注入量計	汚泥棟施設	日新電機	平成5年3月	-	○	-
390	No.2脱水機薬液注入量計	汚泥棟施設	日新電機	平成5年3月	-	-	○
391	脱水ろ液流量計	汚泥棟施設	日新電機	平成5年3月	-	○	-
392	余剰汚泥貯留槽液位計	機械濃縮棟施設	日新電機	平成14年4月	-	○	-
393	余剰供給汚泥濃度計	機械濃縮棟施設	日新電機	平成14年4月	○	○	○
394	No.1余剰汚泥供給量計	機械濃縮棟施設	日新電機	平成14年4月	○	-	○

No	名称	区分	設置業者	供用開始	H28 年度	H29 年度	H30 年度
395	機械濃縮汚泥濃度計	機械濃縮棟施設	日新電機	平成 14 年 4 月	○	○	○
396	No.1 凝集剤注入量計	機械濃縮棟施設	日新電機	平成 14 年 4 月	○	-	○
397	No.1 凝集剤溶解槽液位計	機械濃縮棟施設	日新電機	平成 14 年 4 月	-	-	-
398	No.2 凝集剤溶解槽液位計	機械濃縮棟施設	日新電機	平成 14 年 4 月	-	-	-
399	起泡助剤希釈槽液位計	機械濃縮棟施設	日新電機	平成 14 年 4 月	-	-	-
400	濃縮汚泥移送量計	機械濃縮棟施設	日新電機	平成 14 年 4 月	○	-	○
401	ケーキホッパ-重量計	ホッパ棟施設	日新電機	平成 5 年 3 月	-	-	-
402	ポンプ場計装機器	獅子崎 P 場施設	山武産業	平成 5 年 3 月	○	-	○
403	No.1 パージセット(コンプレッサー共)	獅子崎 P 場施設	前澤工業	平成 5 年 3 月	-	-	-
404	No.2 パージセット(コンプレッサー共)	獅子崎 P 場施設	前澤工業	平成 5 年 3 月	-	-	-
405	ポンプ場計装機器	鶴賀 P 場施設	山武産業	平成 5 年 3 月	○	-	○
406	自動採水装置	須津 P 場施設	エヌケーエス	平成 5 年 3 月	○	○	○
407	ポンプ場計装機器	須津 P 場施設	山武産業	平成 7 年 3 月	○	-	○
408	ポンプ場計装機器	堂谷 P 場施設	山武産業	平成 8 年 3 月	○	-	○
409	自動採水装置	四辻 P 場施設	エヌケーエス	平成 5 年 3 月	○	○	○
410	ポンプ場計装機器	四辻 P 場施設	山武産業	平成 8 年 3 月	○	-	○
411	幹線管渠流量計	幹線流量計	エヌケーエス	平成 7 年 3 月	-	○	-
412	幹線管渠流量計	幹線流量計	エヌケーエス	平成 24 年 月	○	○	○
413	幹線管渠流量計	幹線流量計	エヌケーエス	平成 7 年 3 月	-	-	-
414	幹線管渠流量計	幹線流量計	エヌケーエス	平成 23 年 3 月	○	○	○
415	イオンクロマトグラフ装置	水質試験室	-	平成 12 年 3 月	-	-	-

## 別紙 15 工事予定

業務期間内において、委託者により予定されている工事は特にない。

## 別紙 16 本件施設の環境計測等

受託者は日常的な運転管理のため、要求水準書の別紙7及び別紙8に示す「水質試験・汚泥性状試験に関する要領」及び「分析に関する要領」を実施するものとする。

別紙 17 業務書類の記載内容及び提出時期

	図書の名称	書式	内容	提出時期
1	業務実施計画書		別紙6 参照 以下の図書を合わせて綴じて提出すること 総括責任者選任届 副総括責任者選任届 主任選任届 資格者選任届 施設使用願 加入賠償責任保険契約書の写し 監視チェックリスト	契約締結後速やかに提出
2	維持管理日報		運転管理上、記録の必要な点検及び水質項目のうち委託者が指示するもの	毎日 (ミーティング時)
3	維持管理月報	水質試験汚泥性状試験記録 設備機器点検記録 機器修繕記録 機器故障記録 物品調達・入荷記録 その他必要な記録	運転管理上、記録の必要な点検及び水質項目のうち委託者が指示するもの	業務実施月終了後直ちに提出
4	月間業務計画書			業務開始後速やかに提出
5	月間業務報告書		委託者が指示する実施業務を除く	業務実施月終了後直ちに提出
6	使用状況報告書	毒物劇物等		
7	業務計画書		委託者が指示する実施業務毎	報告等が必要となったその都度
8	業務報告書		委託者が指示する実施業務毎	
9	物品調達計画書	薬品、A重油等成分表 年間調達計画表	調達物品毎	
10	変更届			
11	報告書	故障報告		
12	改善要求書			
13	提案書			
14	協議書			
15	特記事項報告書			
16	改善提案書			
17	委託料請求書及び業務委託料内訳書	内容は従来の様式準拠		業務委託料請求時
18	維持管理年報	月報に準じる	維持管理上、記録の必要な点検及び水質項目のうち委託者が指示するもの	業務期間中の各会計年度終了後直ちに提出
19	業務完了報告書	施設運転実績 業務実施状況写真 水処理、汚泥処理等の日報記載事項のまとめ 電力、薬品、燃料等使用量のまとめ 保守点検業務実施報告書 修繕業務実施報告書 故障修理実施報告書 物品管理業務報告書 施設機能状況報告書 京都府等の協議事項報告書 教育及び訓練の結果報告書 経営品質向上活動報告書 その他業務報告書		業務実施月終了後に直ちに提出するとともに、各会計年度終了後に1年間分をまとめて直ちに提出

## 別紙 18 業務委託料の計算方法

### (1) 本件業務に係る業務委託料の構成

ア 委託者が受託者に支払う業務委託料は、以下の算式によって算定される。

$$(\text{業務委託料}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

$$(\text{変動費}) = (\text{変動費原単位}) \times (\text{流入水量 (実績値)})$$

ただし、いずれも「取引に係る消費税及び地方消費税額」を含む。

ここで固定費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減に係らず変動しない費用をいい、変動費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減に応じて比例的に増減する費用をいう。

業務期間中の固定費の合計額と変動費原単位の内訳は、下表に示すとおりとする。毎事業年度における変動費は、毎事業年度の流入水量の実績値に応じて算出する。

		固定費	変動費	※1
		(千円)	(千円)	変動費原単位 (円/m <sup>3</sup> )
運転操作費			—	—
保守点検・分析・保守管理・修繕費			—	—
薬品及び 消耗品費	水処理用及び汚泥処理用 薬品費	—		
	消耗品費		—	—
燃料費・ガス料金・上水道料・通信費			—	—
電力料金				

※1：別紙 8（3）に示す運営期間中の流入予測水量が流入するとした場合の変動費

イ 業務委託料は月払いとする。その際、毎月払う費用については、以下の支払い方とする。

当該月の固定費は、契約書記載の当該月の会計年度の固定費を12で除した額（減額措置がある場合はこの限りではない）、当該月の変動費は、流入水量（実績値）に契約書記載の当該月が属する会計年度の流入水量1m<sup>3</sup>当たりの単価を乗じた額とする。

ウ 修繕業務に係る業務委託料についても月払いとし、受託者の修繕業務に係る年間委託費を12で除した相当額を、運転管理業務に係る業務委託料と同時に支払うこととする。

エ 別紙 14に示す保守・点検業務に係る業務委託料についても月払いとし、受託者の保守・点検業務に係る年間業務委託料を12で除した相当額を、運転管理業務に係る業務委託料と同時に支払うこととする。

## (2) 運転管理業務に係る業務委託料の減額及び追加費用について

放流水質、汚泥含水率、脱水ケーキ生成率及び悪臭物質等、全ての要求水準を満たしている場合は、固定費＋変動費の全額を支払うが、そのいずれかの水準を満たしていない場合、前項(1)で計算される業務委託料を、下記に示すとおり減額する。

### ア 減額の算定方法

下記の①～④について業務委託料の減額を個別に算定し、その合計額(A+B+C+D)を減額する。

#### ① 別紙4の表4-1に示す放流水質法定基準未達又は別紙11(2)表中3の悪臭物質法定基準未達の場合、以下のとおり減額する。

ただし、毎月の減額の上限は、当該月の業務委託料のうち固定費分の金額までとする。

##### a) 法定基準未達発生後、12日以内に基準達成した場合

$$\bullet \text{業務委託料の減額 A} = \text{当該年度の業務委託料のうち固定費分の金額} \\ \times (12 / \text{当該年度の全日数})$$

##### b) 法定基準未達発生後、12日以内に基準達成できない場合

$$\bullet \text{業務委託料の減額 A} = \text{当該年度の業務委託料のうち固定費分の金額} \\ \times (\alpha / \text{当該年度の全日数})$$

ここで、 $\alpha$  (日) : 法定基準未達の日数

なお、検査の結果が判明するのが検査実施日(採取日)から時間がかかる項目については、「イ 法定基準未達の日数( $\alpha$ )の算定方法」のとおり $\alpha$ を算定する。

なお、同一日において水質法定基準及び悪臭物質法定基準の双方を満たしていない日については、日数計算において、2日と数えるものとする。

#### ② 水質契約基準I未達の場合、又は汚泥契約基準I(含水率基準)未達の場合、以下のとおり減額する。

$$\bullet \text{業務委託料の減額 B} = \text{当該年度の委託費のうち固定費分の金額} \\ \times (\beta / \text{当該年度の全日数})$$

ここで、 $\beta$  (日) : 契約基準I未達の日数(法定基準未達による減額対象期間を除く)

ただし、法定基準未達に伴う減額対象期間(法定基準未達発生日を含めて12日間、それを超える場合は法定基準達成までの期間)については、契約基準I未達の場合でも $\beta$ に算入しないものとする。

なお、検査の結果が判明するのが検査実施日(検体採取日)から時間がかかる項目については、「ロ 契約基準I未達の日数( $\beta$ )の算定方法」のとおり $\beta$ を算

定する。

また、同一日において水質契約基準Ⅰ及び汚泥契約基準Ⅰ（含水率基準）の双方を満たしていない日については、日数計算において、2日と数えるものとする。

- ③ 別紙4の表4-3に示す水質契約基準Ⅱ未達の場合、又は別紙11の表11-2に示す汚泥契約基準Ⅱ（脱水ケーキ含水率基準）未達の場合、以下のとおり減額する。

$$\text{業務委託料の減額C} = (\text{当該年度の年間業務委託料のうち固定費分の金額} \\ - \text{Aの当該年度合計額} - \text{Bの当該年度合計額}) \times 2\%$$

なお、当該減額は、当該会計年度の最終月の支払額と相殺し精算する。

- ④ 別紙11の表11-2に示す汚泥契約基準Ⅱ（脱水ケーキ生成率基準）未達の場合、以下のとおり減額する。

脱水ケーキ生成率基準未達の場合の業務委託料の減額は、脱水ケーキ超過重量相当分について算出する。

$$\text{業務委託料の減額D} = \text{脱水ケーキ処分費増加分} \\ = \text{脱水ケーキ超過重量相当分(t/年)}^* \times \text{脱水ケーキ処分単価(円/t)}$$

$$* \text{脱水ケーキ超過重量相当分(t/年)} = \text{脱水ケーキ生成量実績(t/年)} \\ - \text{脱水ケーキ生成率基準(t/千m}^3) \times \text{年間流入水量(千m}^3/\text{年)}$$

#### 【脱水ケーキの処分単価の設定方法】

脱水ケーキの処分単価は、処分費契約単価と運搬費契約単価を、処分先毎の処分実績割合で按分する。

脱水ケーキの処分先が2箇所（A、B）の場合、脱水ケーキの処分単価は以下のとおりとする。

$$\text{脱水ケーキ処分単価} = \text{処分費契約単価A} \times \text{A処分量割合} \\ + \text{処分費契約単価B} \times \text{B処分量割合} \\ + \text{運搬費契約単価A} \times \text{A運搬量割合} \\ + \text{運搬費契約単価B} \times \text{B運搬量割合}$$

イ 法定水準未達の日数（ $\alpha$ ）の算定方法

【ケース 1】

定期測定の結果、別紙 4 に示す法定基準の未達が判明した日（下例では 13 日）に追加検査を行った結果が別紙 4 及び別紙 1 1 に示す法定基準を満足した場合は、 $\alpha = 1$  日とする。

1日	2…7	8日	9…12	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日…
前回測定日										
法定基準を満足		水質測定日		検査結果判明 法定基準未達						
		法定基準未達の日 $\alpha = 1$ 日		追加検査	追加検査	追加検査	追加検査	追加検査	結果判明 法定基準を満足	
		×	○	○					追加検査終了	

【ケース2】

定期測定の結果、別紙4に示す法定基準の未達が発見（下例では13日）、その日以降の追加検査を行った結果が複数日数、別紙4及び別紙11に示す法定基準を満足しなかった場合は、当初の定期測定日（下例では8日）から別紙4及び別紙11に示す法定基準の未達が発生した最終日（下例では14日）までの全日数を法定基準未達の日数 $\alpha$ とする。（下例では、 $\alpha$ は8日から14日までの7日となる）

1日	2…7	8日	9…12	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21
前回測定日												
法定基準を満足		水質測定日		検査結果判明 法定基準未達					結果判明 法定基準未達	結果判明 法定基準未達	結果判明 法定基準未達	結果判明 法定基準を満足
				追加検査	追加検査							追加検査終了
		法定基準未達の日数 $\alpha = 7$ 日										
		×	×	×	×	○						

ウ 契約基準 I 未達の日数 (β) の算定方法

【ケース 1】

定期測定の結果、別紙 4 に示す契約基準 I の未達が判明した日（下例では 13 日）に追加検査を行った結果が別紙 4 及び別紙 1 1 に示す契約基準 I を満足した場合は、β = 1 日とする。

1日	2…7	8日	9…12	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日…
前回測定日										
契約基準 I を満足		水質測定日		検査結果判明 契約基準 I 未達						
				追加検査					結果判明 契約基準 I を満足	
		契約基準 I 未達の日数 β = 1 日			追加検査	追加検査	追加検査	追加検査	追加検査	
		×	○	○					追加検査終了	

【ケース 2】

定期測定の結果、別紙 4 及び別紙 1 1 に示す契約基準 I の未達が判明し（下例では 13 日）、その日以降の追加検査を行った結果が複数日数、別紙 4 及び別紙 1 1 に示す契約基準 I を満足しなかった場合は、当初の定期測定日（下例では 8 日）から別紙 4 及び別紙 1 1 に示す契約基準 I の未達が発生した最終日（下例では 14 日）までの全日数を契約基準 I 未達の日数  $\beta$  とする。（下例では、 $\beta$  は 8 日から 14 日までの 7 日となる）

1日	2…7	8日	9…12	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21
前回測定日												
契約基準 I を満足		水質測定日		検査結果判明 契約基準 I 未達 追加検査	追加検査				結果判明 契約基準 I 未達	結果判明 契約基準 I 未達	結果判明 契約基準 I を満足	
		契約基準 I 未達の日数 $\beta = 7$ 日										追加検査終了
		×	×	×	×	○						

## エ 流入基準を超過した場合の算定方法等

- ① 上記ア①又は②において、流入水が別紙 8 に示す流入基準を超過した場合、水質法定基準未達あるいは水質契約基準 I 未達であっても、業務委託料の減額は行わない（水量に関する流入基準、又は当該項目に係る水質に関する流入基準が超過した場合に限る。以下③において同じ。）。ただし、流入基準を超えた場合であっても委託者と受託者で対応可能と合意した場合を除く。
- ② 流入水が別紙 8 に示す流入基準を超過した場合であって、放流水質契約基準 I を満たしている場合、委託者が受託者に支払う業務委託料は、以下の算式によって算定される。  
$$(\text{業務委託料}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費原単位}) \times (\text{流入水量}) + (\text{追加費用})$$
ここで、追加費用とは、流入基準を満たさない流入水を処理して放流水質契約基準 I を満たすために要する費用をいう。なお、追加費用の支払いについては、当該年度の最終月に精算する。
- ③ 流入水が別紙 8 に示す流入基準を超過した場合、放流水が別紙 4 に示す水質法定基準又は水質契約基準 I を満たしていないことによる第三者からの損害賠償は、委託者が負担するものとする。

## オ 上記以外の法定基準を超過した場合の費用負担

別紙 1 1 (2) 表中 1 「放流水の水質」及び表中 2 「脱水ケーキに係る法定基準」に示す放流水の水質又は脱水ケーキ及び乾燥汚泥の環境計測等に係る法定基準未達の場合は、受託者は原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用、第三者からの損害賠償等、当該基準未達により生じた費用について負担するものとする。ただし、天災地変等不可抗力による場合は、委託者と受託者で費用負担の割合を協議の上定めるものとする。

### (3) 提案書記載内容の未実施及び未達の場合の減額について

提案書記載内容が実施されていない又は達成されていない場合、委託者は、別紙 1 2 に定める手続きを経て、下記に示すとおり業務委託料の減額を行うことができる。なお、同一項目に対しての減額は、契約期間中 1 回限りとする。

#### 減額の算定方法

減額対象となった提案書記載内容について、業務委託料から技術評価点換算額を減額する。

減額の算定は以下の式による。

$$C' = \{1 - (10,000 + \beta) / (10,000 + \alpha)\} \times C$$

C : 契約金額

C' : 減額

$\alpha$  : 加算点  
 $\beta$  : 加算点—減額対象点

## 別紙 19 業務委託料の見直し

### 1 消費税率の変更の場合

契約期間中の消費税率の変更については、消費税の変更日の後の委託者から受託者への業務委託料の支払額にこれを反映する。

### 2 社会経済情勢の変化による場合

契約期間中に、次の事項が生じ業務委託料が不適当となったと委託者又は受託者が認めるときは、委託者又は受託者は業務委託料の見直しを請求することができる。

なお、見直し額及び時期は、委託者と受託者が協議して定める。

(1) 法律、規則等の改正等が行われた時

(2) 契約期間内で、委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めた時

この場合、委託者又は受託者は、請求があった時は、業務委託料から当該請求時の履行部分に相応する業務委託料を控除した額（以下「変動前残業務委託料」という。）と変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額（以下「変動後残業務委託料」という。）との差額のうち変動前残業務委託料の1,000分の15を越える額につき、業務委託料の見直しに応じなければならない。

変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に示すものとする。

なお、協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いた上、請求を行った日又は請求を受けた日から14日以内に設定し、受託者に示すものとする。

また、この請求は2の規定に基づいて業務委託料の見直しを行った後再度行うことができる。この場合「委託契約締結の日」を「直前の2の規定に基づく業務委託料見直しの基準とした日」とする。

(3) 特別な要因により委託業務を実施するための主要な材料等の日本国内における価格に著しく変動を生じた時

この場合、見直し額は対象とする品目毎に当初の価格（委託者が設定した実勢単価に数量、落札率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の対象委託費の1,000分の10の額を差し引いて算出する。なお、「対象業務委託料」とは、全体業務委託料から、部分払いを行った出来高部分を除いたものとする。

ただし、品目毎に算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目毎の実際の購入価格（この場合には落札率を乗じない）の方が低い場合は、実際の購入価格とする。

なお、協議開始の日については、(2)と同様とする。

(4) 予期することのできない特別の事情により日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた時

この場合、業務委託料の見直し額については、委託者と受託者で協議して定める。  
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に示すものとする。

なお、協議開始の日については、(2)と同様とする。

## 別紙20 保険

### ① 受託者の加入する保険

受託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・受託者賠償責任保険等

### ② 委託者の加入する保険

委託者は、自らの費用で以下の保険に加入しており、本委託期間中、これを継続する。

- ・下水道賠償責任保険
- ・建物共済

## 別紙 2 1 遵守すべき関連法令、条例等

本事業の実施にあたり、以下の関係法令等を遵守する。

### ■関係法令等

- 1) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- 2) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- 3) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- 4) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- 5) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- 6) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
- 7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- 8) 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)
- 9) 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
- 10) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- 11) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- 12) 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- 13) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- 14) 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)
- 15) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- 16) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- 17) 労働契約法(昭和 19 年法律第 128 号)
- 18) 資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)(平成 3 年法律第 48 号)
- 19) 京都府地球温暖化対策条例(平成 17 年京都府条例第 51 号)
- 20) 京都府環境を守り育てる条例(平成 7 年京都府条例第 33 号)
- 21) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 50 年法律第 49 号)
- 22) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)
- 23) ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)
- 25) 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)
- 26) 放射性同位元素等による放射線障害予防に関する法(昭和 32 年法律第 167 号)
- 27) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- 28) その他関連法令・施行規則等

### ■要綱・各種基準等

- 1) 下水道施設設計指針及び解説
- 2) 下水道維持管理指針
- 3) 環境保全協定書
- 4) その他関連要綱・各種基準等